

静岡県告示第712号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の名称を変更し存続期間を更新したので、同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和4年10月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 青少年旅行村鳥獣保護区（昭和57年10月29日 静岡県告示第1032号）

(1) 変更後の名称

龍山町大嶺鳥獣保護区

(2) 区域

浜松市天竜区熊、同龍山町、同佐久間町との境界接点を起点とし、浜松市天竜区佐久間町との境に沿って北進し、市道龍山白倉線を経て約2.2キロメートル北進し、標高780メートルの山頂に至り、同地点より約500メートル東進し、標高880メートルの山頂に至り菜畑沢西方の尾根沿いに約1.25キロメートル南進し、市道龍山白倉線に至り、白倉川を横断し標高660メートルの尾根に至り、尾根沿いに約1.8キロメートル西南に進んだ起点とを結ぶ線で囲まれた区域。

(3) 更新する存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 本地域は、天竜川の支流白倉川の上流区予定区域のほぼ中心地に、人工林としてスギ、ヒノキが植栽され、天竜美林を形成している。

このため、将来にわたり鳥獣の保護及び繁殖を進めていく必要がある地域である。